

新潟県長岡児童相談所一時保護所第三者評価報告書（令和5年度）

1 目的

令和元年に改正された児童福祉法において、「児童相談所が行う業務の質の評価を行うこと等により、当該業務の質の向上に努めなければならない」と規定され、新潟県においても、児童相談所に配置する専門職の増員、一時保護所の増改築等の機能強化が推進されているところであるが、更なる業務の質の向上を図るため、一時保護所における第三者評価を行うこととされた。

一時保護所は、虐待や家庭環境上の問題等の様々な理由により、一時的に保護した子どもに対して、安全で安心できる生活の場を確保するとともに、子どもの心身の状況等を把握し支援する施設であり、その業務の遂行にあたっては、子どもの立場に立つ最善の利益の確保を旨とする。一時保護所は常に子どもの権利擁護に留意し、一人一人の子どもの年齢や発達に応じた適切な支援を果たしていくことが求められている。

このことから令和5年度は、一時保護所における保護、支援業務の質の確保・向上を図ることを目的に、新潟県長岡児童相談所一時保護所を対象に外部評価を実施した。

2 評価機関

新潟県児童相談所第三者評価研究会

3 評価調査者

（五十音順、敬称略、◎は代表者）

小池 由佳（新潟県立大学人間生活学部 教授）

佐藤 勇（よいこの小児科さとう 院長）

◎鈴木 昭（前新潟医療福祉大学社会福祉学部 教授）

藤瀬 竜子（新潟青陵大学福祉心理子ども学部 教授）

増子 美穂（弁護士法人青山法律事務所 弁護士）

丸田 秋男（新潟医療福祉大学社会福祉学部 教授）

4 対象施設

新潟県長岡児童相談所一時保護所（初回受審）

5 評価機関が訪問調査した日

令和5年11月14日（火）

6 評価方法

新潟県長岡児童相談所による自己評価、一時保護所入所児童に対するアンケート調査及び評価調査者による訪問調査及びヒアリングの結果を総合し、評価結果を取りまとめた。

7 評価項目と評価基準

評価項目は、(1)子ども本位の養育・支援、(2)一時保護の環境及び体制整備、(3)一時保護所の運営、(4)一時保護所における子どもへのケア・アセスメント、(5)一時保護の開始及び解除の5領域について、それぞれ中項目・小項目ごとに評価を行った。各領域の中項目及び小項目は、「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(案)」(平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 一時保護の第三者評価に関する研究)を参考としている。

評価基準は次のとおりとし、a～cの3段階で評価した。

- a: 十分な取組がみられる状態(適切な取組がみられる状態を含む)
- b: 概ね必要な取組がみられるが、さらに工夫の余地がある状態
- c: 取組んでいない、あるいは取り組んでいるが十分ではない状態

8 領域ごとの評価結果

(1) 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障		評価
(1)	権利保障	b
(2)	子どもに対する説明・合意	a
(3)	外出、面会等に関する制限	a
(4)	被措置児童等虐待防止	b
(5)	子ども同士の暴力等の防止	a
(6)	子どもの権利等に関する特別な配慮	a
2 養育・支援の基本		
(1)	子どもとの関わり	
①	安全感・安心感を与えるケア	a
②	エンパワメントにつながるケア	a

子どもの権利保障については、「一時保護児童の聴き取り票」を用いた面接や「子ども意見表明シート」の配布により、子どもの意見を聴く機会を確保し、子どもから発信しやすい工夫をしている。しかし、入所児童アンケートでは、子どもの権利に関する説明について入所前及び入所時に「説明されていない」「よくわからない」との回答が一定数あったことから、説明があっても覚えていない、あるいは聞いていない子どもがいると思われる。ヒアリングでは、子どもたちは一時保護に対する警戒心を抱いている場合も多いとのことであり、子どもの心理状況が職員の説明を受け入れないことにつながっている可能性も否定できない。入所後、子どもの心理状況が落ち着いたときに、改めて自分の権利を自覚あるいは関心をもてるよう、年齢、発達状況を踏まえた具体例を示した掲示物の工夫や、子どもの権利(侵害)に関する苦情、意見等を子ども自身が自ら職員や周囲に発信できるような仕組みづくりが必要である。

また、被措置児童等虐待防止については、被措置児童等虐待があった場合に、子どもがどこに相談・連絡したらよいかについて明示されていない。相談・連絡先を一時保護のしおりや掲示物等に記載する際には、職員を介さなくても外部に相談・連絡できる又は匿名でも通報できる手段等が子どもに伝わる工夫・改善を図ることが望ましい。このことが、子どもの安心感の醸成につながり、虐待の2次被害防止の手立てになるとと思われる。子どもにとって、一時保護所がより安心できる生活の

場になることを期待したい。

養育・支援の基本については、限られた職員体制の中で、子どもの養育・支援に支障が生じないように、児童福祉司等の職員が一時保護業務を児童相談所本務と一体的にとらえ、一時保護所職員の手薄になる休日の時間帯に相談電話に対応し、子どもに安全感・安心感を与えるケアの確保に配慮するなど適切に実施されている。

(2) 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備	評価
(1) 設備運営基準の遵守	a
(2) 個別性の尊重	a
(3) 生活環境の整備	b
2 適切な職員体制	
(1) 設備運営基準の遵守	b
(2) 職員の適正配置	b
(3) 情報管理	a
(4) 職員の専門性の向上	
① 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組	b
② 職員間での情報共有・引継	a
(5) 児童福祉司との連携	a

適切な施設・環境整備については、新築により清潔感がある。居室の一部を共用スペースとして、テレビや玩具を設置し子どもがくつろいで過ごせるよう配慮され、集団で楽しく食事する場と学習に集中する学びの場が共存する環境となっている。その一方で、清潔感が優先されているためか、やや家庭的な楽しい雰囲気欠けているように思われる。また、施設の窓は全面的に曇りガラスが使われており、外の風景が見えない生活は閉塞感を感じさせる。家庭的な雰囲気づくりや、外部からの視線に対する配慮と開放的な生活環境の両立について必要な工夫や改善方法を検討されたい。

適切な職員体制の整備については、児童指導員が確保され、夜間休日は一時保護所指導職員（会計年度任用職員）が勤務しているが、保育士・心理療法担当職員等は配置されていない。未就学児に対する保育士の役割の重要性や発達障害児への対応等を考慮すると、保育士等の専門職の配置が強く望まれる。また、職員の専門性の向上については、新任研修や意識共有の取組が実施されているが、個人ごとの「研修実績ファイル」は未作成である。夜間休日の業務に当たる一時保護所指導職員（会計年度任用職員）を含め、職員の研修歴が分かる「研修実績ファイル」を作成することが望ましい。

これらについては、令和6年4月から施行される一時保護所の設備・運営基準に基づいた環境及び職員体制の整備を図ることが望ましい。

(3) 一時保護所の運営

1 一時保護の目的	評価
(1) 一時保護の目的	a
2 運営計画等の策定	
(1) 事業計画の策定や目標設定	a
3 一時保護の在り方	
(1) 緊急保護	a

4 保護の内容		
(1)	生活面のケア	a
(2)	レクリエーション	a
(3)	食事	a
(4)	衣類	a
(5)	睡眠	a
(6)	健康管理	a
(7)	学習支援	a
(8)	保育	b
5 特別なケア		
(1)	性的問題	a
(2)	問題行動	a
(3)	無断外出	a
(4)	触法少年	a
(5)	その他(障害児・健康上の要配慮児の受入)	a
6 安全対策		
(1)	無断外出防止	a
(2)	災害時対策	a
(3)	感染症対策	a
7 質の維持・向上		
(1)	質の維持・向上	
①	基本的な対応指針や手順	a
②	質の向上を行うための仕組み	a

一時保護所の運営については、個々の子どもの状況に合わせた生活面のケアが適切に行われている。例えば、掃除や洗濯等は職員から認められたり褒められる体験を通じて自然と身につけられるような関わりを大切にし、食事面では専任の炊事員が子どもの希望するメニューや嫌いなものを一口でも食べられる工夫を手作りで提供している。また、学習支援やレクリエーションでは、学習指導協力員の活用や通学可能な子どもの通学機会の確保、児童福祉司や児童心理司が企画・実施するレクリエーション活動に積極的に取り組んでいることなどは評価できる。

一方、保育の実施については、保育士が配置されていない体制で行われている。未就学児の人数によっては、児童福祉司が協力して対応しているが、個々の職員の力量に任される部分があり、年齢や発達段階に応じて必要な保育が提供されているとはいえない状況にある。「(2) 一時保護の環境及び体制整備」で指摘したように、未就学児に対する保育士の役割や発達支援の重要性を踏まえ、保育士の配置について検討することが望ましい。

(4) 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施		評価
(1)	一時保護開始時	a
2 援助方針策定・個別ケア		
(1)	援助方針策定・個別ケア	a
3 子どもの観察		
(1)	子どもの観察	a
(2)	観察会議等の実施	a

子どものケア・アセスメントについては、一時保護は子どもの心身の状態や家庭環境等のアセスメントと総合判定による援助方針の協議等に基づいて開始されており、援助方針に基づく個別ケア、生活場面での子どもの観察、観察結果のケースワークへの反映等は適切に実施されている。

(5) 一時保護の開始及び解除

1 開始手続き	評価
(1) 一時保護開始に関わる支援	a
(2) 子どもの所持物	a
2 解除手続き	
(1) 子どもの所持物	a

一時保護の開始及び解除の手続きについては、開始時のアセスメント及び解除のリスク評価等を踏まえた判断基準を明確にして適切に実施されている。特に、一時保護の開始においては、新しい環境下に置かれ不安を抱える子どもに安心感を与える支援の提供という観点から、子どもにとって心理的に大切なものについては入所中も所持できるように配慮していることは評価したい。

9 総合的評価

評価調査者による実施調査を通じて、一時保護所における子どもの表情や態度、児童指導員及び子どもへのケアに協力している児童福祉司の関わりの実態を直接確認し、子どもが安全感・安心感を持てる「質」の高い支援が提供されていることが確認できた。また、ヒアリングを通じて、(1) 子ども本位の養育・支援、(2) 一時保護の環境及び体制整備、(3) 一時保護所の運営、(4) 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント、(5) 一時保護の開始及び解除の5領域について調査したところ、概ね適切に運営されていると評価できる。

これは、児童相談所業務に携わる職員の、これまでのジョブローテーションで身に付けてきた「子どもへの支援」に求められる専門性が、一時保護所業務において効果的に発揮されていることの表れであると思われる。この意味で、新潟県の福祉行政職員の採用・配置システムは、児童相談所（一時保護所を含む）職員のキャリアアップ、人材育成の重要な基盤となっており、他の都道府県に比べ本件の強みであるといえる。

また、評価調査者からは、「運動できる場として屋上を活用しているが、特殊な環境に置かれた児童が入所する可能性を考えると、より安全に配慮した屋上利用が必要である」、「入所児童アンケートでは、約3割の児童が職員に大切にされているとは感じないと回答していることから職員配置が十分ではないと思われる」、「入所児童が多様化し職員の過重負担が懸念される。日課の個別性や発達障害児への対応を重視した保育士、心理療法担当職員など専門職の配置と人員体制の拡充が望まれる」などの指摘があった。

これらについては、令和6年4月から施行される改正児童福祉法（一時保護所の設備・運営基準の策定）を踏まえ、一時保護所の環境及び運営について必要な改善に取り組むことが求められる。

新潟県長岡児童相談所一時保護所における第三者評価は、本年度が初回の実施であったが、今後も外部評価が定期的に行われることにより、一時保護所に求められる役割を再確認するとともに、子どもの立場に立った保護や支援の質の確保・向上が図られ、入所児童への支援がより一層充実されていくことを期待したい。

入所児童アンケート調査の結果

【実施概要】

- 実施期間 令和 5 年 9 月 26 日から 9 月 27 日
- 実施者 新潟県児童相談所第三者評価研究会
- 実施児童数 入所児童 18 名（実施期間に入所中の学齢児等）
- 実施方法 無記名の自記式アンケート

問： ここに来る前に一時保護所がどのような所なのか説明されましたか。

された	されなかった	よくわからない	合計
15	2	1	18

問： あなたがなぜここで生活することになったのか、その理由を説明されましたか。

された	されなかった	よくわからない	合計
13	3	2	18

問： ここには、だいたいいつまでいなければならないのか、今どのような状況なのか、職員の人から話をされましたか。

された	されなかった	よくわからない	合計
6	4	8	18

問： あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらえましたか。

聞いて もらえた	まあ聞いて もらえた	あまり聞いて もらえなかった	聞いて もらえなかった	合計
9	4	4	1	18

問： この職員や児童相談所の人で、あなたの話をよく聞いてくれる人はいますか。

いる	いない	わからない	合計
14	0	4	18

問： ここでの生活で、職員の人に、大切にされていると感じることはありますか。

よくある	少しある	あまりない	まったくない	合計
6	6	5	1	18

問： 自由に過ごせる時間は多いですか。

多い	まあ多い	あまり多くない	多くない	合計
5	5	5	3	18

問： 自由時間で楽しいことはありますか。それは何ですか。

ある	ない	合計
15	3	18

問： 外出、面会、手紙などはできていますか。（複数回答あり）

外出の希望は聞いてもらえる	4
面会の希望は聞いてもらえる	4
手紙の希望は聞いてもらえる	1
どれも希望は聞いてもらえない	4
希望したことがない	8
合計	21

問：ここから保育園・幼稚園・学校に通っていますか。

今まで通っていた学校に通っている	今まで通っていた学校と違う学校に通っている	通っていない	回答なし	合計
2	0	15	1	18

問：ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。

難しい	やや難しい	やや易しい	易しい	回答なし	合計
1	4	5	4	4	18

問：学習時間以外の活動（午後の活動等）は楽しいですか。

楽しい	まあ楽しい	あまり楽しくない	楽しくない	合計
11	4	2	1	18

問：食事はおいしいですか。

おいしい	まあおいしい	あまりおいしくない	おいしくない	合計
13	3	2	0	18

問：食事の時間は楽しいですか。

楽しい	まあ楽しい	あまり楽しくない	楽しくない	合計
8	3	2	5	18

問：ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。それはどんなことですか。

ある	ない	合計
9	9	18

問：不安なことや困ったことなどがあった時に職員に相談できましたか。

できた	できなかった	相談することがなかった	合計
10	5	3	18

問：ここでの生活でうれしかったことはありますか。それはどんなことですか。

ある	ない	合計
9	9	18

問：ここでの生活（全体をとおして）はどうでしたか。

よかった	まあよかった	あまりよくなかった	よくなかった	回答なし	合計
6	4	3	4	1	18